

令和6年度世界自然遺産普及啓発事業業務委託  
企画提案募集要項

本公募は、沖縄県の当初予算成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力が生じるものです。

県議会において当初予算案が否決された場合、又は国の沖縄振興特別交付金の交付決定がなされなかった場合、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 業務名

令和6年度世界自然遺産普及啓発事業

2 委託する業務の目的・内容

別紙仕様書のとおり

3 委託業務の期間

令和6年度～令和8年度（予定）

但し、県の予算措置及び国の交付決定を前提としており、令和7年度以降の事業実施を保証するものではない。また、令和7年度以降の業務委託は、それぞれの前年度実績をもとに判断する。

令和6年度の期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

4 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 所得税又は法人税、消費税及び県税に未納がないこと。
- (3) 労働関係法規について遵守している者であること。
- (4) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、企画審査時においてその措置の期間が満了しない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (10) 沖縄県内に事業所を有し、業務の内容や進捗等に関する打ち合わせに円滑に対応できる実施できる体制を有すること。
- (11) 本業務に必要な知見を有し、過去5年以内に、国又は地方公共団体が発注した本業務と類似する受注実績を有すること。
- (12) 応募は単独に限らず共同企業体でも可能とする。この場合の要件は以下のとおり

とする。

- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を構成するすべての事業者は、応募資格(1)～(9)の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(10)(11)の要件を満たす者であること。
- エ 共同企業体を構成員は、本事業に応募する他の共同企業体の構成員となることはできない。
- オ 共同企業体の場合、共同企業体の設立協定書が締結されていること。

## 5 応募方法

(1) 参加申込(※参加申込をしていない場合、企画提案書は受け付けないので注意すること。)

- ア 申込期限 令和6年3月19日(火)
- イ 提出書類 参加申込書(様式1)及び会社概要(様式2、様式2-2)
- ウ 提出方法 FAX、Eメール又はFAX、郵送(上記期日必着)  
※FAX又はEメールの場合は、受信確認を行うこと。  
※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申込みを行うこと。

(2) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和6年3月26日(火) 17時  
(※郵送の場合は必着)
- イ 提出場所 沖縄県環境部自然保護課 自然史博物館誘致・自然遺産班
- ウ 提出物 下記7に定めるすべての書類
- エ 提出方法 郵送又は持参

(3) 企画提案募集に係る質問について

- ア 受付期間 令和6年3月13日(水)～令和6年3月19日(火)まで
- イ 提出方法 質問書(様式5)をEメールにより提出すること。
- ウ 回 答 令和6年3月22日(金)までに回答予定

## 6 提出書類について

(1) 企画提案書等の様式

- ア 企画提案書等については、次の様式による。
  - ① 企画提案書応募申請書(様式3)
  - ② 企画提案書(A4判、縦横自由、最大25頁程度)
  - ③ 誓約書(様式4)
  - ④過去2期の決算書の写し
  - ⑤共同企業体協定書 ※共同企業体による応募時のみ
- イ 提出書類は、企画提案書応募申請書(A4判縦長)を表紙として一式取りまとめ、両面コピー(色刷り可)で、左上ステープル綴じとすること。
- ウ 文字サイズは、11ポイント以上とすること。

(2) 提出部数等

紙媒体により、6部(正本1部、副本5部。副本は複写可。)提出すること。

(3) 企画提案書等の内容

別紙仕様書の内容を踏まえ、下記事項について記すこと。

ア 企画提案の業務内容

- ・事業概要を簡潔に記載すること。
- ・本事業を行うにあたっての基本方針、業務手法等について記載すること。
- ・貴社の強みを活かして、具体的にどのように実施するのか記載すること。
- ・必要に応じて、図や表を用いるなど、できるだけわかりやすく具体的に記載すること。
- ・令和7・8年度の業務内容（見込み）についても簡潔に記載すること。

イ 執行体制

- ・提案業務を実行するための執行体制を記載すること。
- ・統括責任者、業務ごとの責任者、業務内容について具体的に記載すること。
- ・他の指導者又は協力者がある場合には併せて記載すること。

ウ スケジュール

- ・令和6年度及び令和7・8年度（見込み）の3年間分を提出すること
- ・仕様書記載の業務内容の項目ごとに、具体的なスケジュール案を記載すること。

エ 必要経費概算

- ・令和6年度及び令和7・8年度（参考）の3年間分を提出すること。
- ・令和6年度分は、総額 19,400,000 円（消費税込）の範囲内で見積もること。但し、この金額は、企画提案のため設定した額で実際の契約金額とは異なること。
- ・なお、令和7年度は令和6年度と同程度を、令和8年度は世界自然遺産登録5周年にあたるため、予算規模を拡大することを想定されたい。

《留意事項》

- ①本業務を実施するにあたり必要と考えられる一切の費用を見積もること。
- ②積算の費目は、次のとおりとする。
  - ・ 直接人件費
  - ・ 直接経費（機器設置費、謝金、旅費、消耗品費等）
  - ・ 一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。）
  - ・ 諸経費（その他、業務内容により積算する必要がある場合は根拠基準を明記のうえ積算すること。）
- ③各経費は単価、月数、回数、個数等見積条件がわかるように明記すること。
- ④各経費は税抜き価格とし、経費合計額に対する消費税額を記載すること。
- ⑤本事業に直接必要な経費のうち、応募事業者（共同企業体構成員を含む。）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行について、他の事業者に委任又は準委任をして行わせるために必要な経費を、再委託費として計上することができるものとする。なお、再委託することができる業務の範囲については、別紙仕様書で確認すること。
- ⑥一般管理費は、委託業務を行うために必要な経費のうち、当該業務に要した経費として特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費で、具体的には、役職員の手当、管理部門等の管理経費、事務所の家賃、光熱水費、回線使用料、汎用文具等に要する経費で、一定の負担が生じている経費として計上するものである。
- ⑦再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は、一般管理費の算定にあたって控除しないものとする。
- ⑧事業終了時には証憑書類等を検査し、実際に支出した額について契約額の範囲内で支払うものとする（一般管理費を除く）。
- ⑨精算時における一般管理費率は、契約締結時（変更契約があった場合は変更契約

締結時。以下同じ。)の一般管理費率により決定する。ただし、事業終了時に受託者の都合により契約締結時の率を下回る場合には、この限りではない。

## 7 審査の方法及び契約

### (1) 審査の方法

県が設置する選定委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション審査を行ったうえで、委託候補者の優先順位を決定する。なお、応募者多数の場合は、一次審査（書面審査）で3者程度選定する。

① 実施場所：沖縄県庁内会議室

② 実施予定日：令和6年3月29日（金）※日程変更の可能性あり。

注）実施日、時刻、詳細な場所、留意事項等は別途連絡する。

③出席者：配置予定のプロジェクトリーダー等の中から3名以内

※プレゼンテーション審査は、1社あたり、プレゼン15分、質疑15分を想定

※審査は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせは受け付けない。

### (2) 審査項目

①業務方針：本事業の趣旨、目的に沿った提案になっているか。

②確実性：委託業務を確実に遂行できる能力・体制となっているか

③具体性：企画提案内容は、具体的な事業計画となっているか。

④効果：企画提案内容は、効果的であるか

⑤妥当性：必要経費の積算は妥当であるか。

### (3) 審査結果の通知

全ての企画提案者に対し、書面にて選定結果を通知する。（令和6年4月1日予定）

### (4) 契約

契約は、選定された優先交渉者と沖縄県との間で協議を行い締結する。（令和6年4月1日予定）

ただし、沖縄県と優先交渉者との協議において合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 8 その他

(1) 書類提出等にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 今回の公募は委託候補者を選定するものであり契約締結を保証するものではない。

(3) 事業の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、必ずしも企画提案の内容全ての実施を保証するものではない企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 企画提案書など提出された書類は返却しない。

(5) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。

(6) 1事業者（1共同企業体）あたり、提案は1件に限るものとする。

(7) 募集要項に適合しない応募は無効とする。

## 9 問い合わせ、書類提出先

沖縄県環境部 自然保護課 自然史博物館誘致・自然遺産班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098-866-2243 FAX 098-866-2855

E-mail : aa039004@pref.okinawa.lg.jp

※Eメールの場合は、件名を「世界自然遺産普及啓発事業について」とすること。